

災害時における飲料水の提供に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたとき（以下「災害」という。）時に必要な飲料水の提供及び調達に関し、以下のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、別紙1「災害時飲料水要請書」（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。但し、要請書をもって要請する猶予がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに要請書を交付するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で飲料水の提供及び運搬に対する協力に努めるものとし、甲に対し、提供可能な飲料水の数量、引渡し日時及び引渡し場所等を別紙2「供給可能数量報告書」をもって通知する。

（飲料水の範囲）

第3条 甲が、乙に提供を要請する飲料水は、乙の取り扱っている飲料水とする。

（飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が飲料水を確認のうえ、乙から飲料水の引渡しを受けるものとする。

2 飲料水の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。また、甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する飲料水の引渡しが完了したときは、甲に対し、納品書等の文書をもって報告するものとする。

（飲料水の価格）

第5条 飲料水の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

（費用の負担）

第6条 第1条の規定により乙が提供した飲料水の代価及び運搬費用等乙が飲料水の提供に要した費用は甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は防災協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別紙3「災害時緊急連絡体制表」により交換するものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月20日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎秀樹

乙 東京都中央区京橋3-1-1
法人名 サントリーフーズ株式会社
代表者 代表取締役社長 土田雅人